

参 考 資 料

- 1 白神山地世界遺産地域周辺におけるボランティア活動
における森林整備実施要領 1
- 2 全国森林環境保全ふれあいセンター一覧 4

白神山地世界遺産地域周辺におけるボランティア活動 による森林整備実施要領

[津軽森林管理署]

1 目的

この要領は、植栽、下刈、つる切、除伐等の作業を希望する者に対し、国有林野内の場所を活用することにより、緑化意識の高揚、林業の体験学習等に資することを目的とする。

2 定義

この要領における記念植樹とは記念行事等に植栽等を行うことをいい、体験林業とは林業の体験学習及び自然保護活動のため植栽、保育を行うことをいう。

3 作業地選定及び実施面積

作業地の選定に当たっては、森林管理署と事前に現地調査のうえ決めることとし、実施面積は1回当たりおおむね1 ha以下を目安とする。

4 申請手続き

記念植樹及び体験林業の実施者は、別紙様式1により、目的等を記入のうえ体験林業申請書を森林管理署長に提出し、承認を受けること。年間を通じて数回実施する実施者については、年間作業計画書を提出すること。

なお、長期にわたり同一箇所において作業を行う場合は、5年程度の作業計画書を作成し、森林管理署長に提出すること。

また、入林名簿は申請時に添付するか、承認後の提出でもよいこととし、年に数回実施する場合は、その都度提出すること。

5 標識類の設置

記念標識類を設置する場合は、その設置場所、内容等について事前に森林管理署と協議し、承認を受けること。

6 権利の放棄

申請時に実施者は、「作業によって生じる全ての権利は放棄するものとし、林木が生育して将来伐採利用されること等があっても一切異議は申し立てない」旨を誓約することとする。

7 作業技術・安全作業の確保

代表者は、作業に着手する前に作業の内容・方法・安全確保について、事前に森林管理署の指導を受け、作業者に伝達すること。

また、万が一の災害に備えて、緊急連絡体制図を作成し、作業者に周知すること。

8 実施報告

実施者は、実施後、実施内容・実施月日・実施人数・実施状況写真等の実施報告を森林管理署長へ提出すること。年間数回に渡って実施する者は最後に報告すること。

9 作業方法

国有林は、それぞれの森林が重点的に発揮させる機能によって「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の3つの機能類型と4つのタイプに分けて施業していますが、ここでは、天然林へ誘導していくこととしている「森林と人との共生林」の「森林空間利用タイプ」に限定して述べることとする。

(1) 植栽及び植え込み

・ 植栽場所の選定

未立木及び立木密度の低い箇所を選定し、湿地等で木の生育に困難な場所は避けること。また、急傾斜地についても、植栽木への積雪被害の発生により生育期待がもてないこと、安全作業の確保が難しくなること等から避けること。

・ 地拵え

植付場所の地拵え（整地）の実施にあたっては、造林木であっても転倒等で将来枯死が予想されるものは伐採する。単に形質の不良のみでは伐採しない。また、広葉樹は基本的に残すこととする。

・ 植栽木

植栽箇所周辺から採取した種子から養成した苗が理想ではあるが、苗の供給が難しいものについては、他の地域からのものでもやむを得ない。また、植栽箇所付近で稚樹が繁茂している場所がある場合は、山採り苗として植栽木とすることが出来る。

(2) 下刈及び刈り出し

・ 作業方法

植栽地の下刈は、気象緩和、積雪対策から、植栽木の周囲の直径1m程度を草、灌木、ササ等を刈る坪刈を基本とし、植栽木以外の広葉樹稚樹と共存競

争させて成育させる。つる類も除去すること。

- ・ 作業時期及び期間

作業時期は、植生が繁茂する6月中旬から8月中旬を基本とする。

実施期間としては、植栽木が雑草木の平均高に比べ、おおよそ1.5倍程度となるまで実施するのが理想である。

- ・ ぶな等広葉樹の刈り出し

下層に生息しているぶな等の稚樹の保育についても、上記同様の作業により実施すること。

(3) 除伐・つる切

高木が期待できる広葉樹・造林木（植栽木）の保育のため、生育を阻害している灌木等を除去する。生立本数が過密であり、密度を減ずる必要がある場合は間引き伐採する。

広葉樹を優先して保育し、造林木（植栽木）であっても、劣勢木、将来転倒、枯死が予想されるものは伐採する。単に形質不良のみで伐採しない。

つるの切断については、ヤマブドウ等実の付けるつる類は潔癖に行わず、立木の生育を阻害しているものだけに留める。

10 その他

白神山地世界遺産周辺以外の「森林の人との共生林」において、林業体験及び記念植樹を実施する場合は、この要領を襲用することとする。

11 附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

全国の森林環境保全ふれあいセンター一覧表

NO	管理局名	森林環境保全ふれあいセンター名 (主なフィールド)	住 所	電 話 ファクシミリ
1	東 北	つ が る し ら か み 津 軽 白 神 (白神山地、屏風山等)	〒038-2754 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字米町25-2	0173-72-2931 0173-72-2932
2	"	あ さ ひ し ょ う な い 朝 日 庄 内 (朝日連峰、庄内海岸)	〒997-0404 山形県鶴岡市下名川字落合3	0235-58-1730 0235-58-1731
3	北 海 道	く し ろ し つ げ ん 釧 路 湿 原 (釧路湿原周辺・上流)	〒085-0825 釧路市千歳町6-1-1	0154-44-0533 0154-41-7305
4	"	と こ ろ が わ 常 呂 川 (林-ツの森、常呂川)	〒090-0035 北見市北斗町3-1-3	0157-23-2960 0157-23-2472
5	"	い し か り ち い き 石 狩 地 域 (札幌市周辺)	〒064-0809 札幌市中央区南9条西2-3-1-10	011-533-6741 011-533-6743
6	"	こ ま が た け お お め ま 駒 ヶ 岳 ・ 大 沼 (函館市周辺地域)	〒042-8550 函館市駒場町2-1-3	0138-51-0381 0138-51-8178
7	関 東	あ か や 赤 谷 (群馬県新治村)	〒378-0018 群馬県沼田市鍛冶町3-9-2-3-1	0278-60-1272 0278-24-5562
8	中 部	き そ 木 曾 (木曾署管内)	〒397-0001 長野県木曾郡木曾町福島5-4-7-1-1	0264-22-2122 0264-21-3151
9	近畿中国	み の お 箕 面 (大阪・京都市周辺)	〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町 下ル丁風呂町102	075-414-9049 075-414-9029
10	四 国	し ま ん と が わ 四 万 十 川 (西土佐村・十和村等 の四万十川流域)	〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎2-4-0-5	0880-31-6030 0880-31-6031
11	九 州	い り お も て 西 表 (西表島)	〒907-0004 沖縄県石垣市字登野城5-5-4 石垣地方合同庁舎1階	0980-88-0747 0980-83-7108

注：津軽白神はH18.4.1設置、それ以外はH16.4.1設置。